

# 愛知県高等学校等奨学金 令和5年度募集の御案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、生徒本人に対して奨学金の貸与を行っています。

奨学金の貸与を希望される方は、在学する学校に申し出てください。

## 1 申込みの方法

申請書類を在学している学校から受け取り、学校へ提出してください。(予約採用決定者も同様)

## 2 申込み期限

令和5年6月の学校が指定する日まで (予約採用決定者も同様)

6/2(金)まで

## 3 奨学金の概要

### (1) 貸与月額及び返還期間

| 区 分  | 貸 与 月 額 | 返還期間 | 左記と選択できる月額 | 返還期間 |
|------|---------|------|------------|------|
| 国公立校 | 自宅通学    | 10年  | 11,000円    | 6年   |
|      | 自宅外通学   |      |            |      |
| 私立校  | 自宅通学    | 12年  |            |      |
|      | 自宅外通学   |      |            |      |

### (2) 返 還

卒業後(又は退学や転学などで在学しなくなった後)半年後から貸与月額に応じた返還期間で返還(原則、月賦・半年賦・年賦のいずれかによる均等返還)

### (3) 返還猶予

- 卒業後も、大学、専門学校等の教育機関に在学中は申請により返還を猶予します。
- 低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。(平成24年度卒業生から対象)

## 4 貸与の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

(1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に在学の方

(2) 経済的要件(次の(ア)又は(イ)に該当することが必要です。)

(ア) 令和4年度に高等学校等奨学金の貸与予約決定を受けた方

(イ) 父母等の課税標準額(市町村民税所得割の課税総所得金額)の合計額から一定額控除(\*)後の額が230万円以下の方(前年に貸与予約申請をされ不採用となった方も、(イ)を満たしていれば採用される可能性がありますので、貸与を希望する場合は申請してください。)

\*父母等の扶養親族のうち、令和5年1月1日時点で0歳~15歳の方一人につき3.3万円、16歳~18歳の方一人につき1.2万円を課税総所得金額から差引く。

## 5 問合せ先

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ (電話 052-954-6785(ダイヤル))

# 奨学金の御案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、生徒本人に対して奨学金の貸与を行っています。

## ★貸与月額

| 区 分   |       | 月 額      |          | 返還期間                          |
|-------|-------|----------|----------|-------------------------------|
| 国公立学校 | 自宅通学  | 18,000 円 | 11,000 円 | 10 年<br>(11,000 円を選択した場合、6 年) |
|       | 自宅外通学 | 23,000 円 |          |                               |
| 私立学校  | 自宅通学  | 30,000 円 |          | 12 年<br>(11,000 円を選択した場合、6 年) |
|       | 自宅外通学 | 35,000 円 |          |                               |

## ★借りることができるひと

- ・愛知県内に親権者が住んでいること
- ・経済的支援を必要とすること

例：父母等の課税標準額の合計が、一定額控除後で 230 万円以下

無利息

## 問合せ

愛知県教育委員会 高等学校教育課奨学グループ

〒 460-8534 名古屋市中区三の丸 3-1-2

TEL 052-954-6785 (直通)

